

入札参加業者 様

壱岐市長 篠 原 一 生
(公 印 省 略)

令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る
建設関連業務委託等における特例措置について

標記の件につきまして、下記のとおり定めたのでお知らせします。

記

1. 対象業務

建設関連業務委託等による土木設計（測量、調査）業務等委託契約書（建築設計業務等委託契約書、建築工事監理業務等委託契約書を含む。以下、「委託契約書」という。）を使用して契約をする設計、測量、調査業務等

2. 措置の概要

新技術者単価、新労務単価の決定に伴い、3 に定める建設関連業務委託等の受注者は、それぞれの委託契約書の規定に基づく業務委託料の変更の協議を請求することができるものとする。

3. 具体的な取扱い

令和 8 年 3 月 1 日以降に契約（議会を要する契約については、本契約日）を締結する建設関連業務委託等のうち、令和 7 年 3 月から適用した設計業務委託等技術者単価及び令和 7 年 3 月から適用した公共工事設計労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約変更を行う。

変更後の請負代金額 = $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$: 新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格に相当する価格

k : 当初契約の請負比率

※ここでいう「予定価格に相当する価格」について、壱岐市においては、変更設計工事価格を意味しており、計算過程では税抜き価格を使用する。ただし、最終的な「変更後の請負代金額」は税込みであるため、適宜、税を含んだ価格とすること。

※「k : 当初契約の請負比率」について、壱岐市においては、以下のとおり計算する。

$$k = (\text{当初請負額 (税込み)}) / (\text{当初設計額 (税込み)})$$

4. その他

落札者決定通知後の建設関連業務委託等にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結すること。

問合せ先
財政課 契約管財班
電話 48-1114